

# 宿屋入道再御状

文永五年九月 四七歳

去ぬる八月の比、愚札を進ぜしむるの後、今月に至るも是非に付け返報を給はらず、  
鬱念散じ難し。忽々の故に想亡せしむるか。軽略せらるゝの故に此の一行を慳むか。本  
文に云はく「師子は少兔を蔑らず大象を畏れず」等云云。若し又万一他国の兵、此の  
国を襲ふ事出来せば、知りて奏せざるの失、偏に貴辺に懸るべし。仏法を学ぶの法は  
身命を捨て国恩を報ぜんが為なり。全く自身の為に非ず。本文に云はく「雨を見て竜を  
知り蓮を見て池を知る」等云云。災難急を見る故に度々之を驚かす。用ひざるに而も之  
を諫む。強